

令和2年度 第1回草津市都市計画審議会協議会 会議録

■日時：

令和2年9月2日（水）14時～16時30分

■場所：

草津川跡地公園 de 愛ひろば にぎわい活動棟 教養室

■出席委員：

塚口委員、宮本委員、田中委員、北村委員、中本委員、山本委員、栗津委員、中島委員、山元委員、伊吹委員、太田委員（代理：杉江）、村川委員、倉田委員、酒井委員

■事務局：

都市計画部 辻川部長、松尾副部長

都市計画課 松浦課長、中野係長、中井係長、高橋主査、岸本主事

■傍聴者：

なし

1. 開会

●開会にあたって、辻川部長より挨拶

●事務局

草津市都市計画審議会条例第7条第2項の規定に基づき、委員の半数以上の出席という要件を満たしており審議会が成立していることを報告。

委嘱替があった委員の紹介。

2. 協議

(1) 東海道草津宿本陣通り周辺にかかる地区計画の策定について

●事務局

<資料1、資料2について説明>

●委員

地区計画の対象区間は140mと限定されているが、その理由は何か。

●事務局

地区計画と合わせて進めている無電柱化事業の対象区間が本陣周辺の140mとなっているためである。

●委員

地区計画の対象区域を無電柱化事業と同じ区域にするのではなく、景観形成重点地区と同じ区域にし、規制をかけるべきではないか。

●事務局

景観形成重点地区の範囲では、すでに地区計画の基準を満たさない建築物があるので、その区域を外した本陣周辺の140mを地区計画の区域とした。

●委員

東海道景観形成重点地区は資料に示されている範囲だけか。また、全体で何mか。

●事務局

資料で示している部分だけである。東海道景観形成重点地区の範囲は605mである。

●委員

東海道景観形成重点地区の範囲(605m)を今後どのように整備していくのかについて基本方針はあるか。

●事務局

まず、無電柱化事業の対象範囲(140m)で地区計画の内容に合わせた無電柱化事業を行う。その無電柱化事業の対象範囲(140m)の検証を踏まえた上で、残りの区間について進めていきたい。

●委員

無電柱化事業の対象範囲（140m）以外の区間に、地区計画の基準に合わない建築物が新たに建ち、今後の整備の障害となる可能性についてはどう考えているか。

●事務局

地区計画の区域を東海道景観形成重点地区と同じ範囲（605m）とすると、区域を無電柱化事業の対象範囲（140m）と同じにするよりも、地元との調整等に多くの時間がかかる。本陣周辺のマンション開発の勢いでは、早急に手続きを行わなければ、本陣周辺の無電柱化事業の対象範囲（140m）でさえも、地区計画を策定できない可能性がある。そのため、本陣周辺の無電柱化事業の対象範囲（140m）をモデル地区ととらえ、地区計画を策定し、無電柱化事業を行いたいと考えている。

●委員

地区計画策定のスケジュールは怎么样了なっているか。

●事務局

現段階では、地区計画に建築条例を紐づけるかどうかの判断ができていない。建築条例を紐づける場合、警察協議等が必要となり、スケジュールが大きく変わる。また、建築条例を紐づけると、紐づけない場合と比べ、より重い規制を与えることになるため、地権者の意向を十分に確認する必要がある。そのため、地権者の意向を踏まえ、市の方針が定まってからスケジュールを明確に示したい。

3. 閉会

●閉会にあたって、松尾副部長より挨拶

以上